

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年9月2日（水）午後1時30分から午後5時30分までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）、刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

前田委員から、「昨日、9月1日が防災の日ということで、各種メディアが防災関係の報道をする中、平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町で発生した歌舞伎町ビル火災の報道もされていた。その報道で色々とわかったことがあったので共有させていただく。日本で発生した火災でいうと、第二次世界大戦後5番目に被害が多い事故ということで、44名の方が亡くなられたということである。事故後の報告では、3階のエレベーターホール付近が出火元で、大きな被害となった原因は避難経路となる階段がロッカールームになっていて避難経路として成り立っていなかった、避難用扉が内側から開かないようになっていた、誘導灯が設置されていなかった、ビル所有者と賃貸借契約を結んだ名義人が、店の経営者に店舗を又貸ししており管理体制がずさんであったことなどが考えられるとのことであった。事故の2年前に地元の消防署が消防設備点検を行い、9項目にわたる消防法違反容疑をしていたにもかかわらず、ほとんど改善されていなかったとのことで、強制力のない指摘は無視されと感じた。火災のあったビルは、高知県にもよくある小規模雑居ビルであり、新宿歌舞伎町だから起きた事故ではなく、高知県でも起きうる事故である。この事故を教訓とし、普段の仕事で雑居ビルに立ち寄った際は経営者に歌舞伎町ビル火災の悲劇を伝えていただき、避難経路の確保のために物を置かないなど積極的にお声がけいただきたい。」旨の説明があった。

2 審議事項

(1) 警察職員の援助要求について

警備部長から、警察職員の援助要求について説明があった。

各委員から、「健康にも留意され、無事に帰県していただくようお願いする」旨の発言があった。

3 報告事項

(1) 令和8年7月中の苦情取扱状況について（資料1）

警務部長から、令和8年7月中の苦情取扱状況について説明があった。

刈谷委員から、「業務改善の契機となった苦情の中で、窓口業務の職員が、事務が誤っているにもかかわらず高圧的な態度を取ったというものがあつた。窓口業務は、不特定多数の方が来署されて対応が非常に難しいと思われるが、その対応はサービス業であるということを理解しなければならない。不特定多数の県民に対して、こちら側はサービスを提供する側であるという前提をわきまえないといけなない。車庫証明で言えば、交付を受けることは県民にとってみれば権利であり、警察が交付するというのは義務である。この関係性を徹底的に理解しないとサービス業が何たるやを理解することができない。世の中の仕事は全てサービス業だと思っている。製造業にしても、どのようにすれば使う人が喜んでくれるかなどを考える必要がある。警察の仕事も同じで、自分たちが何かをしてあげているという考えで仕事をしてしまうと高圧的になりかねない。そこは徹底的に、県民は権利を主張する、警察は義務を履行するという関係性を理解しないとといけなない。他業種では、サービス業の理解のため、短期間、ホテル勤務をさせているということを聞いたことがあるが、警察職員も、警察だけの価値観ではなく、社会一般的な価値観を身に付けるためにも、そのような体験型の教養があつてもいいのかもしれない。運転に関する苦情は、取締りを行うパトカーによる交通違反については絶対にあつてはならない。業務改善の契機となった苦情を受け、同じ誤ちを犯さないということで、教養資料を作成し教養に生かしているということであるが、今後も苦情が生かされるような教養を行っていただきたい。」旨の発言があつた。

前田委員から、「窓口業務の件は、県民への態度と行った内容を分けて考えないといけなないと思っている。例えば車庫証明の話であれば、窓口職員が高圧的で態度が悪くても、しっかりと車庫証明を交付してくれればありがたいという気持ちが生

まれ、クセはあるけれどもきちんと仕事してくれている、頼りになるという印象を与え、セーフと考える。逆に態度が良くて、丁寧に説明するけれども、車庫証明を交付してくれなかった場合は、良い人だったが法律・制度を理解してきちんと仕事してほしいという印象を与え、これもギリギリセーフと考える。一般県民の方は、身勝手かもしれないが、受付で勤務する職員に両方できて当たり前と期待している。困っていることは絶対に助けてもらえる、申請すれば絶対に許可がもらえると思って来署していることから、これが叶わなかった場合、クレームに繋がってしまう。警察に対する一般県民の期待というものを皆様で共有していただき、窓口業務での対応、そして仕事内容、いずれもが一般県民の期待に応えられるようにしていただきたい。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「昨年同期と比べると、取扱件数が大幅に増加しているということで、幅広く県民の声を拾い上げ、事実を検証するということは大切なことだと思う。苦情については、そこにミスがあれば謝罪なりきちんと仕舞を付けることで、逆に警察のファンになっていただける方もいると思うので、ミスをした後にカバーすることの大切さについて十分指導していただきたい。高圧的な態度を取った窓口業務の話は、警察の中でも大多数の方はきちんとした対応をしており、ごく一部の職員の対応により、高知県警全体の評価を下げてしまうことになるので、これを理解させる教養も十分行っていただきたい。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「報告させていただいた案件全てに共通するのが、県民から見られている意識が全くないということである。パトカーに乗っているときですらその意識が薄れてきている。通常であれば、県民から見られているというものすごい緊張感の中運転することになり、違反を犯すはずがない。このように県民から見られている意識が全然持てなくなっていることに組織として危機感を感じている。我々警察職員が採用後に教養を受ける警察学校には、とにかく見られているという意識を擦り込むために鏡が置いてある。採用時には、自分がどういうふうに見られているかというものの意識付けが徹底して行われるが、やはり時間の経過とともにこのような意識が失われ、プロ意識を持つこともできず、結果、プライベートのような形で一般県民に接してしまっている。本当に危機的な緩みと考えており、このような状況はしっかりと組織内に周知し、正していくという機運を高めていきたいと考えている。」旨の説明があった。

(2) サイバー空間の脅威への的確な対処について（資料２）

生活安全部長から、サイバー空間の脅威への的確な対処について説明があった。

刈谷委員から、「昨日、外部に設けている職場のメールサーバを整理したところ、数千件のメールを受信していたが、ほとんどがスパムメールなど詐欺に繋がるようなメールで、正常なメールは17件だけであった。有料ではあるが、スパムメールを抽出し隔離する機能が付いたメールサーバがあるので、どんどん取り入れるべきだと思った。被害防止対策というところでは、このようなメールを受信しなければ、被害に繋がらないということで、ボランティア団体の協力も得て、民間に広めていただきたい。また、最近ではランサムウェアが脅威となっているところ、私どもの職場ではオフライン上でバックアップを取るようになっている。オンライン上でバックアップを取ってしまうと、ランサムウェアに攻撃された場合、データが全滅してしまう。このように自己防衛できることもたくさんあるので、警察も犯罪の取締りを行うことももちろんであるが、企業の自己防衛策についても広めていただきたい。対処能力の向上というところでは、日進月歩で新たなものが生まれているので、資機材を導入し解析能力を上げて、対処能力をどんどんアップデートする必要がある。捜査員の能力向上のための警視庁への出向・派遣は、警視庁では高知県よりも遙かに事案も多く、高知県では経験できない事案に触れることができ、帰県後の人材育成に繋がるというところでは、心強いと感じている。サイバー対処能力検定は受検者が増えてきているということで、検定を受けて個人のスキルを上げていくことは当然必要なことだと思っている。また、最近では子どものSNS規制の話があるが、子どもの安全確保のためには、保護者がSNSの危険性について十分に理解し、家庭から教育していく必要がある。」旨の発言があった。

前田委員から、「今脅威となっているトリック犯罪も、サイバー空間が大きくかかわっているということで、県警内で部門横断型に取り組むというよりも、全国区で取り組む規模になっていると思っている。犯罪組織対警察組織がいたちごっことなっており、高知県警がスキルアップしても能力がなかなか追い付かない状態になっている。高知県警としても人材育成、解析資機材の整備は当然に行わないといけないが、都道府県警察で行うこと、全国区で行うことの仕分を行わなければならないと思っている。」旨の発言があり、生活安全部長から、「今年の４月から全国の

情報を集約するという運用を開始している。高知県警もより多くの情報を入力し、全国警察で対応していきたいと思っている。」旨の説明があった。同委員から、「入力した情報は色々な結びつきがあるということであり、全国警察で対応できるよう情報入力をお願いします。サイバーの分野は、一般県民からしたら犯罪組織の方がどんどんスピードアップしていると感じているのではないかと思います。人材確保など高知県警としても積極的な取組を引き続きお願いします。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「サイバー空間は、それぞれの地域を飛び越え、日本、あるいは世界という規模であるので、高度なものの対処は中央でやるべきだと思う。私も企業でサイバーセキュリティテストというものを受けているが、自ら防御する部分もたくさんあると思う。また、全国で情報を集約して対応するという部分はもちろん必要であるが、それぞれ都道府県警察も対処能力を向上させなければならない。サーバー空間の脅威への対処は、個々人、都道府県警察、全国警察それぞれのスキルアップが必要だと思う。」旨の発言があった。

(3) 適正な鑑定業務に関する取組について（資料3）

刑事部長から、適正な鑑定業務に関する取組について説明があった。

刈谷委員から、「佐賀県警における不適切なDNA型鑑定につき、警察庁が特別監察を実施したところ、不適切事案の要因として職員個人の倫理観の欠如が挙げられるということであったが、高知県警ではこの対策をどのように行っていくのか。」旨の質問があり、刑事部長から、「職員に対する個々面接により身上把握を徹底する、そして職員を学会に行かせて鑑定人の知識、技術力の向上を図っていく、また特定の職員に業務が偏ることのないよう、作業一覧表を作成して業務の平準化を図っていく。」旨の説明があった。

前田委員から、「不正防止対策への主な取組の報告を聞いていて、鑑定業務はマンパワーに頼る部分がほとんどで仕方ないと思われるが、鑑定資料などは紙媒体であるがために施錠をしなければならないなど保管管理で手間がかかってしまうので、可能な限りデジタル化を進めていただきたいと思います。また、日々の業務報告、進捗状況の管理を行うために日誌を作成することにしたと報告を受けたが、業務量が増えてしまっているのではないかと思いますので、何か代用できるものはないかと思った。DNA型鑑定で言えば、人を特定する最後の砦であり、高知県は南海トラ

フ地震への備えも必要であることから、今のような平時から鑑定業務に関わる職員を守るためのルール作りを是非ともお願いする。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「鑑定業務そのものが資質、技量等個人に頼る部分が多いことが理解できた。作業記録は手書きで様式が定まっていなかったところ、様式の統一化を図ったということであるが、医者電子カルテのようにデジタル化を進める必要があると思った。業務を個人任せにすることなく、組織管理ができるようデジタル化も進めていただきたい。作業が多いとミスも発生するというところで、鑑定業務における合理化、効率化を図っていただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 本部長の業績評価について

警務課から、本部長の自己申告による業績評価について説明があり、評価に係る公安委員会意見を決定した。

2 審査請求に係る弁明書の作成及び事実を証する書類の提出について

運転免許センターから、更新時講習区分の変更に係る審査請求に伴う弁明書の作成及び事実を証する書類の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

3 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について

交通指導課から、更新時講習区分の変更に係る審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

4 警察職員の援助要求について（審議済み案件の事後決裁）

警備第二課から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があり、原案のとおり決定した。

5 公益信託に係る事務の補助執行の協議について

警務課から、公益信託に係る事務の補助執行の協議について説明があり、了承した。

6 公安委員会に対する苦情の調査結果及び申出者に対する回答について

総務課から、令和8年8月26日に修正指示を受けた公安委員会に対する苦情の調査結果及び申出者に対する回答について再度説明があり、回答内容について原案を一部修正の上、決定した。

7 公安委員会定例会議の議事録について

総務課から、令和8年8月26日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

第5 個別報告

1 令和8年度第1回管区監察等の受監結果について

監察課から、令和8年度第1回管区監察等の受監結果について報告があった。

2 令和8年秋の全国交通安全運動の実施について

交通企画課から、令和8年秋の全国交通安全運動の実施について報告があった。

3 ウェアラブルカメラモデル事業の実施結果について

交通指導課から、令和7年9月1日から令和8年2月28日までの間実施された、交通指導取締りに係るウェアラブルカメラのモデル事業の結果について報告があった。